

海上運送法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 指定金融機関

海上運送法（第二の五を除き、以下「法」という。）第三十九条の二十五第一項第一号の政令で定める金融機関は、次のとおりとすること。

- 一 銀行
- 二 長期信用銀行
- 三 信用金庫及び信用金庫連合会
- 四 信用協同組合及び協同組合連合会（中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号及び第二号の事業を併せ行うものに限る。）
- 五 労働金庫及び労働金庫連合会
- 六 農業協同組合（農業協同組合法第十条第一項第二号及び第三号の事業を併せ行うものに限る。）及び農業協同組合連合会（同項第二号及び第三号の事業を併せ行うものに限る。）
- 七 漁業協同組合（水産業協同組合法第十一条第一項第三号及び第四号の事業を併せ行うものに限る。）

、漁業協同組合連合会（同法第八十七条第一項第三号及び第四号の事業を併せ行うものに限る。）、水産加工業協同組合（同法第九十三条第一項第一号及び第二号の事業を併せ行うものに限る。）及び水産加工業協同組合連合会（同法第九十七条第一項第一号及び第二号の事業を併せ行うものに限る。）

八 農林中央金庫

九 株式会社商工組合中央金庫

十 株式会社日本政策投資銀行

（第一条関係）

第二 指定金融機関の指定の基準となる法律

法第三十九条の二十五第四項第一号の政令で定める法律は、次のとおりとすること。

一 農業協同組合法

二 水産業協同組合法

三 中小企業等協同組合法

四 協同組合による金融事業に関する法律

五 海上運送法

六 信用金庫法

七 長期信用銀行法

八 労働金庫法

九 銀行法

十 農林中央金庫法

十一 株式会社日本政策金融公庫法

十二 株式会社商工組合中央金庫法

十三 株式会社日本政策投資銀行法

(第二条関係)

第三 株式会社日本政策公庫法施行令の適用

法第三十九条の二十三に規定する導入促進円滑化業務が行われる場合における株式会社日本政策金融公庫法施行令第三十条第一項並びに第三十一条第一項及び第二項の規定の適用について、所要の読替規定を整備すること。

(第三条関係)

第四 その他所要の改正を行うものとする。

## 第五 附則

この政令は、海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十三号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和三年八月二十日）から施行すること。（附則関係）